

第5回 大町市景観計画検討委員会 会議録及び意見対応

1. 会議概要

(1) 会議名 第5回 大町市景観計画検討委員会

(2) 日 時 令和6年12月16日（月） 13:00～15:10

(3) 場 所 大町市役所東庁舎2階 東大会議室

(4) 出席者

委 員：亀山会長、中山委員、宮永委員、荒井委員、小日向委員、繞麻委員、一條委員
遠藤委員、降旗委員、竹内委員、川上委員、倉石委員、水野委員、山崎委員

欠席者：曾根原委員

事務局等：駒澤建設水道部長

建設課：松田課長、吉原係長、矢口主査、吉川主任

株式会社KRC：小林、長尾

(5) 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ

3 議事

- 1) 本日の委員会の位置づけ及び経過等の報告（資料1・資料2・資料3）
- 2) 大町市景観計画（素案）について（資料4・資料5）

- 4 その他
- 5 閉会

(6) 配布資料

- ・次第 第5回 大町市景観計画検討委員会
- ・資料1 本日の会議の位置づけ
- ・資料2 第4回 大町市景観計画検討委員会 会議録
- ・資料3 大町市景観計画策定に向けた住民懇談会（第2回）開催記録
- ・資料4 大町市景観計画（素案）
- ・資料5 第4回委員会及び第2回住民懇談会の意見整理

2. 計画素案に対する主な意見とその対応

→丸ゴシック：意見対応

○全体を通じて

- ・言葉の使い方、主語と述語の繋がり、てにをは、括弧の有無など、正しく・読みやすくなるよう、全体的に文章の表記を見直してほしい。**中山委員、亀山会長**
- ・できるだけ「必要に応じて」を取った文章に直してほしい。**中山委員**

→ご指摘もふまえ、全体を通して、とくに第2章は全面的に表現・表記を見直し、修正しました。

- ・リード文がないと各章の内容がわかりにくい。**亀山会長**

- ・第4章、第5章の頭に説明があるとよい。**亀山会長**

→ご指摘をふまえ、各章の冒頭に、リード文を追記いたしました。

- ・地図や写真等をもっと鮮明になるように調整してほしい。**中山委員**

→印刷機や用紙の関係で鮮明に見えていない面もありますが、地図や写真等の画像データは、次年度にかけて成案化する過程で、内容を精査し、修正や差替えを行う予定です。最終的に用いる画像は、より鮮明に見えるよう、適正な画質のものにいたします。

- ・写真にキャプションと撮影年月日を入れてほしい。**亀山会長**

→キャプションや撮影年月日の記載は記録資料としての重要性を鑑み、計画書の最終版には全写真にキャプションと撮影年月日を記載する予定です。現段階では、図表を含め、図表番号の追記と合わせキャプションだけ記載させていただきました。撮影年月日は、上述のとおり、今後写真の精査・差替えを行うなかで掲載写真が確定した段階で、記載するようにいたします。

○はじめに

- ・4ページの図で、「住民の日々の生活に潤いと安らぎをもたらす」と「この地に住まう魅力を実感し、地域への愛着を育む」は、景観がもつ価値、特色、要望なので、これらは一緒にしてよい。**中山委員**

→4ページの図に記載している3つの内容は、景観づくりが究極的に目指す展開を示すうえでは、いずれも重要で、前々回までの委員会や住民懇談会でも意見を伺いながら、精査して定めた内容であることから、現案のままとした。そのうえで、矢印を加え、3つの展開の流れを明確にしました。

- ・守り、育て、磨き、活かしていくことが計画の大柱で、その具体的な行動が全体理念のなかに入ってこない。**中山委員**

- ・大町市だよねということがわかる内容が不足している。**一條委員**

- ・大町の景観で圧倒的に大事なのは農家。大町の風景の中の大事の部分は農村風景であるから、そこをきちんと書いていただくとよい。**亀山会長**

→ご指摘をふまえ、4ページの図の背景に大町市の良好な景観の写真を入れ、3つの展開の流れの真ん中に、「農」の関わりも重視して大町市として大事にしたい景観と、これを守り・育て・磨き・活かしていくという基本理念を追記しました。

- ・最初に第3章から第5章の内容がわかるとよい。一條委員
 - ・計画全体の構成を「はじめに」の後ろに示せるとよい。亀山会長
- ご指摘をふまえ、「はじめに」の最後の6ページに本計画の構成を追加しました。

○第1章 大町市の景観の特徴

- ・12ページの水の景の課題や懸念で「河川に生活排水が流れ込み、水質汚濁が問題となっており、見た目が悪いだけでなく、居住環境や生態系への影響が懸念されています」という文言があるが、大町市にはまだこういう場所があるのかどうかは少し疑問に感じる。山崎委員
- 12ページ改め14ページのご指摘の文章は、「市街地を流れる水路に、ごみや刈草などが流入することにより、美しいせせらぎが阻害されるなど、良好な「水の景」を保つうえで大切なルールやマナーの問題も指摘されています。」に表現を改めました。

- ・13ページで「秋の稻刈りの後ははぜ掛けが並び、どこか懐かしい牧歌的な雰囲気を醸し出します」とあるが、最近はぜ掛けはどの程度あるのか。この計画設定の何年か後に、違和感が出てこないか。水野委員
- 13ページ改め15ページの図1.19の写真下のご指摘の文章は、「はぜ掛け」という言葉は用いずに、全体的に表現を改めました。

- ・「自然の景」という言葉がしっくりこない。中山委員
- ご指摘をふまえて、「自然の景」を「自然が織り成す景」という言葉に改めました。その意図は19ページの冒頭に記載しました。

- ・自然の景と山の景の課題と内容が似ている。中山委員
- 「自然の景」改め「自然が織り成す景」及び「山の景」における「関連する景観上の課題や懸念」はいずれも全体的に表現を改めました。「山の景」は12ページ、「自然が織り成す景」は20ページをそれぞれご参照ください。

○第2章 景観づくりの基本理念

- ・基本理念の「大切に思う心をもって」など、行政が文章をつくる計画を道徳でまとめてよいのか。中山委員
- 22ページに記載した事項は、本市の良好な景観づくりを進めていくうえで、最も重要な概念だと捉えています。良好な景観は本来的に、規制によってつくられるものではなく、一人ひとりの景観を大切に思う気持ちなくしては、規制という手段すら、必要性が成り立ち得ないという考え方から、この考え方を基本理念に据えています。

- ・本市の魅力ある景観は、住民の方々が「意識せず」ではなく、意識して自主的な取組で守ってきたものもある。一條委員
 - ・「意識せず」ともというのは入れないほうがよいし、かなり意識して皆さんのがやっているということは大事。亀山会長
- 22ページにリード文は「意識せずとも」を外し、「この地に暮らす人々の、地域の景観を大切に

思う気持ちと行動により維持・醸成されてきた」に改めました。

- ・大町の景観で圧倒的に大事なのは農家。大町の風景の中の大事の部分は農村風景であるから、そこをきちんと書いていただくとよい。(再掲) **亀山会長**

→22ページの「基本理念に込められた思い」の文章において、美しい大町の景観づくりに寄与している取組の例示に、「農家の方々による営農活動」を加えるとともに、24ページの図2.1の「景観づくりの連携のイメージ」図に「農業」を入れました。

- ・23ページで、各主体の役割と取組方針が出てくるが、連携をしてやるということの1項目を入れていただいたほうがよい。**宮永委員**

- ・相互に連携をとり、行政も動いて、住民が自主的に動ける環境づくりをつくっていくためにこの計画があるという方向性のほうがきれい。**一條委員**

→ご指摘をふまえ、23ページの2.2のリード文に、相互に連携しながら、地域が一体となって取り組んでいく必要性を追記しました。

- ・「市」と「行政」の使い分けはあるのか。**一條委員**

- ・23ページの各主体に行政、事業者、住民とあるが、農家は何に該当するか。**亀山会長**

→「市」と「行政」の使い分けがあいまいであったため、3つの主体を「市」、「事業者」、「住民」の区分で統一化しました。意図としては、ここでいう「市」は景観計画制度の運用主体としての取組方針を記載しており、他方で、市のみならず、国や県も「事業者」に含まれ、ここに記載にした取組方針の遵守が求められるということを明確にするためです。このことを「事業者」の注釈として、23ページの下段に加えました。また、ここでの区分上は、農業に関わる行為をすべて届出制度で受け止めるかどうかは別にして、農家は「事業者」に分類されます。

- ・23、24ページを他の自治体にそのままもっていっても当てはまってしまう。大町市だよねということがわかるような内容が不足している。(再掲) **一條委員**

- ・具体的な取組ができるようなイメージの表現のほうがよい。こういう感じになるから連携できるというような、何か図にしたほうがよいのではないか。**一條委員**

→ご指摘をふまえ、具体的な取組や連携のイメージを、それぞれ24ページへの写真の追加と新たに「景観づくりの連携のイメージ」を示す図を加えることで表現しました。

- ・具体的な行動計画的なものは示せないか。**一條委員**

→ご指摘をふまえ、23ページの2.2のリード文に、「それぞれの主体において、これらの方針に基づく具体的な取組の実践が求められます。」として、各主体において具体的な実践の取組を求める一文を加えました。

○第5章 景観資産を保全する制度

- ・景観重要建造物や景観重要樹木の具体的な指定候補が詳細編にしか掲載されていないが、本編と分かれているとわかりにくい。**亀山会長**

→ご指摘をふまえ、景観重要建造物は38ページ、景観重要樹木は40ページにおいて、それぞれ指

定候補の位置と写真を本編に戻しました。

○第6章 景観づくりの取組の推進

- 44ページの景観協定と景観づくり住民協定で、「必要に応じて」と「積極的な活用を促します」の両方の記載があり、積極的なのか消極的なのかわからない。**水野委員**

→ご指摘をふまえ、「必要に応じて」を削除し、積極的な活用を促す表現で統一しました。

- 44ページの景観づくり住民協定が何に基づくものなのかわからない。**亀山会長**

→ご指摘をふまえ、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定制度を継承し、この後つくる大町市景観条例に基づく制度として、「大町市景観条例第__条に基づく制度」に改めました。

3. 議事要録

1) 本日の委員会の位置づけ及び経過等の報告

資料1により、第5回委員会における確認・検討事項について事務局から説明。なお、資料2の第3回会議録については説明を省略し、発言内容の修正等がある場合は、後ほど事務局へお申し出いただることを確認。

資料3により、第2回住民懇談会の概要を事務局より説明。住民懇談会で出された意見の詳細は説明を省略し、資料4の説明の際に、意見の概要をまとめた資料5を適宜参照いただいた。

○亀山会長

資料は概要だけということになるが、何かお気づきの点はあるか。ご質問等あればお願ひしたい。
→質問なし。

2) 大町市景観計画（素案）の骨子案について

資料4により、大町市景観計画（素案）について「はじめに」から「第3章」まで説明し、質疑応答を挟んで、「第4章」から最後まで説明し、質疑応答を行った。

なお、以下質疑応答の記載において、前項で示した主な意見への対応に関するご意見は太字にして強調しております。

■ 「はじめに」から「第3章」まで説明後

○中山委員

全体の関係であるが、写真等については主にホームページ等に載っている写真を使っていて、他のものと併せてよい写真に変えるというようなことが書いてあったような気がするため、写真是よいと思う。同じように、地図なども全部、文字や色をもっと鮮明になるように校正するということでおいのか。もしそうならば、写真についてはとくに意見はないが、実際に見えている実感としての風景と、ここに載っている風景が随分ずれている写真がたくさんあるため、そこは全部チェックしてもらえるということでおろしいか。

○事務局：吉川主任

補足説明させていただく。今回お示ししたものは、写真等もこれが最終的なものということではない。ただ、重点地域等については、先日ひとつおり全部回り、一応、参考になるような写真ということで載せさせていただいた。

また、本日お配りした資料は、市役所の印刷機で印刷したものになるため、写真や絵が少し不明瞭な部分が若干ある。最終的な計画になった際には、きちんとした製本がされたうえで、もっと鮮明なものでしていくというかたちになるため、最終的な写真の差し替え等も含めて今後やらせていただくかたちになる。

○亀山会長

写真についてはキャプションが全然ないため、最終的に計画になるときには、全部写真の下に何の写真かということをきちんと全部書いていただきたい。写真は大事な記録であるが、実は撮影年月日が入っていないものは後で見ると記録にならない。いつ撮ったかというのはすごく大事で、その点で言うと撮影年月日を入れていただくことが大事と思うため、写真についてはキャプションでどこを撮ったかというのと、いつ撮ったかということをきちんと書いていただくと、記録として非常に大事に

なる。後に見た人がこの頃はこうだったのかということがわかるという点で、とても大事な資料になるので、お願ひしておく。

○山崎委員

9ページの4行目に、課題や懸案に適切な対応を図っていくことが大事だという文言があるが、これに対して、例えば12ページの水の景ところで、課題や懸念に対して、いまは下水道もだいぶ普及し、水洗化も上がってきていると思うが、「河川に生活排水が流れ込み、水質汚濁が問題となっており、見た目が悪いだけでなく、居住環境や生態系への影響が懸念されています」という文言があるが、大町市にはまだこういう場所があるのかどうかは少し疑問に感じる。

○亀山会長

これは事実認識の問題でもあるから、12ページ②の、河川に生活排水が流れ込んだりして水質が問題になっているような場所があるのかどうかについて回答願いたい。

○中山委員

関連して、例えばポイ捨てなども、水路で、例えば農園を使ったマルチだとか、ビニールハウスだったものというか、普通に流されてくるので非常に困っていることがある。実際に海洋汚染の問題からすると、ポイ捨ての問題よりももっと大掛かりな関係があると思う。私も下水道整備されているのにこの文言はどうなのかということを思っていたりして、他も含めて少し書き換えが必要なところがたくさんあると思う。

○事務局：吉川主任

先ほど会長がおっしゃられたように、大町市の下水道の普及率自体はもう十分ある程度の水準に達している。一方で、例えば町中の中心市街地では、ウナギの寝床のように間口が狭くて奥に深いというような住宅が多いということから、なかなか下水道接続工事が進んでいない部分もあり、その意味では接続率自体が完全に100%に近いというものではないという認識である。そのなかで生活排水として台所で使った水がそのまま流れてしまっている部分が一部あったりする例もある。

また、ポイ捨てに限らずということで、やはりビニールやプラスチックということでいけば、脱炭素化とか脱プラスチックとかいうような部分もあると思うため、記載について少し検討したいと考えている。

○亀山会長

ポイ捨てされたゴミだけでなく、そもそも川に捨てられているゴミがあるということは大事なことだと思うため、この辺はしっかりやっていただきたい。

○宮永委員

23ページに、各主体の役割と取組方針が出てくるが、ここで1つ入れてほしいのは、連携をしてやることの1項目を入れていただきたほうがよいと思う。それぞれはもちろん大事であるが、ある程度連携してやっていかないといけない問題が多いと思うので、連携していくというような、よい言葉で書き加えてもらえればうれしいと思う。

○亀山会長

より主体的に取り組むことが大事だと書いてあるが、同時に連携して取り組むということが大事だということだと思う。

23、24ページの辺りで、行政、事業者、住民と書いてあるが、農家は何になるか。大町の景観で

まちなかは別にすると、圧倒的に大事なのは農家ではないか。農家は事業者なのか住民なのか、どちらなのか。農家の方々が日頃やっている、草刈りなどの諸々なことが景観にとってもすごく大事である。それは事業者としてか、住民としてなのか、そもそも考えるべきなのか。いま食料農業の農村基本計画の見直しをやっているが、農業が行っている活動が、景観や地域の生態系などにとって非常に大事だというのは、きちんと見直していくという流れがある。そのときに農家はどうなのか。田んぼの草刈りは事業活動だと考えるのか、地域に住んでいる人として、きれいな町で地域をつくっていこうと考えていくのか。別に分けないといけないことではないため、どんな意識で私たちは考えたらよいのかということが大事なことだと思う。

○事務局：吉川主任

会長にご指摘いただいた部分であるが、当然、農家の皆さんというのはそこに暮らす市民であり住民であると思う。ただ大規模な農業を行うような場合には事業者にもなりうるというような考え方でよいと思う。住民として普段の生活のなかでそうした役割を果たしつつ、なお事業者になる場合には事業者としての責務、役割を果たしていただくということで、これは住民だけに限らず、例えば行政もそうだと思う。例えば市が何か事業を行う場合には事業者側にもなりうるため、事業者になった場合にはその部分の責務や役割を果たしていくというような考え方方が、明確にここではっきりと線引きができるわけではないと思うので、ケースバイケースで変わってくると思う。

○亀山会長

私が思うに、農家に関しては、農家が行っている様々な生産に伴う活動というのは、地域の景観にとって非常に大きな役割、意味を持っているということ、要するに、大町の風景の中の大手の部分は農村風景であるから、そこをきちんと書いていただくとよいと思う。なんとなくその視点が抜けている感じがしている。

○事務局：吉川主任

例えば 22 ページで、景観づくりの基本理念のところに「～美しい大町に、美しく暮らす～」とあるが、ここに基本理念に込められた思いを書かせていただいた。このなかで自治会活動であったり、それぞれの皆さんのお宅や沿道の草刈であったり、例えば、もしかしたらこういうところに大町市の景観のなかでいけば、農業従事者の方たちが行ういわゆる田園作りといったものを書いたりとか。また、21 ページのところにも、田園集落を継げる景観づくりというところで農業継続の重要性というものあるため、そうしたところを少し追記、または書き方を少し工夫してみたいと考えている。

○亀山会長

要するに、農家がやっていることはとても大町の景観にとって大事なところなのだから、そこをもう少し明確に書いていただくことが大事だという気もするが、いかがか。

○中山委員

第 2 章の 22 ページ、基本理念のところは道徳なのではないか。大切に思う心をもってなど、行政が文章をつくるのに道徳でまとめてよいのかという感じがしている。具体的な取組ができるようなイメージの表現がよい感じがする。宮永委員もおっしゃられていたが、23、24 ページのところで、建設課に事務局があり、実際やり始めたら、市の各課の総合のなかでやっていかなければ進まない部分もたくさんあり、この後のところでまた質問しようと思っているが、景観審議会のようなところで、色々案を出したり通しながら、全市の全課が連携した取組ということが大町市としてできるか。今まであまりやった例がないと思う。各課の事業としてはやったことあるだろうが、連携して取り組む

プロジェクトを本当にやれるのかどうか。そのために 23、24 ページのところは、こういうまとめではなく、こういう感じになるから連携できるというような、何か図にしたほうがよいのではないか。23、24 ページが有機的につながったようなまとめにならないといけない。計画はできました、でも事業は進まなかつたと結果的になってしまう気がする。いま 1 番心配しているのは、大切な心をもって暮らしていくというまとめは、いかがなものかと思う。

関係して、4 ページの円グラフのところで、住民の日々の生活に潤いと安らぎをもたらす、この地に住もう魅力を実感し、地域への愛着を育むというのは、景観がもつ価値、特色、要望だから、これは一緒にしてよいと思う。足りないのは上に書いてある具体的にやる、要するに守り、育て、磨き、活かしていくという、このことが計画のやはり大事なもう 1 つの柱で、結果的に人を呼び込む可能性もあるため、そのところの具体的な行動は全体理念のなかに入ってこない。そういうことを頭の片隅に置かないと、やはり全体計画としては弱いと私は思う。

○宮永委員

私も中山委員と同じ考え方で、基本理念に込められた思いは、個を中心に考えている。そうではなく、景観というのはもう少し壮大なものであって、これでは弱いと思う。確かにこのことは大事なことであるが、景観づくりの基本理念ということになると、もう少しスケールが大きくてよいのではないか。そのなかに個のことも凝縮して入れていくことも、基本理念という大事なところなので、もう少し全体的な表現としたらよいと思うが、いかがか。

○亀山会長

4 ページの 3 つの枠について、上の 2 つは一緒にして、もう少し行動に結びつくような部分を書き込む、もう 1 つの枠にすることが抜けているようだというご指摘である。もう少しご検討いただくということでおろしいか。

○一條委員

私も中山委員が言わされたところがとても気になっている。指摘させていただいた点は、ある程度反映されていて、読んでいて前よりも楽しく読める。長野県景観育成計画も読んでいるが、文字の羅列ばかりで、最後まで読むのが大変な文章である。これは 3 章までのところは少しづくわく感が出るような、写真も載っているし、具体的にイメージがもちやすいところはあると思う。

ただ、第 2 章のところのところで、23、24 ページを他の自治体にそのままもっていっても当てはまってしまう。大町市としての特徴を出せているのか。このまま長野市とか、松本市へもっていっても全く違和感ないというか、どこにでも当てはまる内容で、長野県景観育成計画に書いてある内容とあまり変わっていないぐらいの内容でしかない。大町市としての特徴というか、前回の委員会でも指摘させていただいたように、すぐに規制に入ってしまうのではなく、どうやって守っていくのか、育成していくのかというところをもう少し前半にもってきて力入れてほしいという話をさせていただき入れてもらったが、具体的に大町市としてこれをやっていくんだという、これは大町市だよねという、こういうものでわかるような内容はまだ入っていないのだと思う。例えば 24 ページの 3 つ目の外部への魅力を PR し、というのところの 1 つ目、2 つ目で、良好な景観をとか、良好な視点場の整備とあるが、10 年計画なので、あちこちを整備するのはたぶん難しいと思うが、後ろのほうに書かれている景観重要眺望点 14 か所を整備していくのだと、もう少し具体的な行動計画的なものに落とせないか。それと上の 2 つ目の「地域の魅力を再認識し」では、3 行目の良好な景観づくりに取り組む団体等への支援強化、人員育成の補助などはある程度、予算や補助が出なければなかなか進まない

いと思う。宮永委員の言わされた連携というところに繋がると思う。具体的には、長野県の計画では予算範囲での補助という、明確にお金を出すと書いてある。予算が取れるかどうかは難しいのかもしれないが、きちんと補助をしていく、住民の活動を金銭的にも支援していくというようなことができないのかと考えている。県の書き方だと、経費の補助とまではつきり書いているため、もう少し踏み込めないかと思う。

質問で、「市」と「行政」が出てくるが何か使い分けがあるのか。22 ページで、感覚の問題かもしれないが、2. 1景観づくりの基本理念の後、本市の魅力ある景観は意識せずともと書いてあるが、住民懇談会とかでお話を伺ったりすると、自主的に景観を守ろうとしている住民の方たちが数多くいらっしゃった。意識していないのではなくて、皆さん草刈りをして道路周りをきれいにしたいとか、自治会のみんなで活動しているとか、何か変なもの建てられそうになったときに、みんなで建てさせないなど、自主的に住民の方たちが実は動いていた。意識せずというか、皆さんは自主的に守ってきていた。ただ、住民懇談会でも出ていたように、やはり人口減少や高齢化による担い手不足によって、自主的に守っていくことはもう難しくなってきてているという意見も結構あったと思う。その状況のなかで、やはり連携をとり、行政も動いて、住民が自主的に動ける環境づくりをつくつけてるためにこの計画があるという方向がきれいだと思っている。

○事務局：吉川主任

24 ページのところで、市と行政が混在しているというご指摘であるが、こちらについては誤りである。市については当然行政ということになるため、書き分けているわけではない。

あとは具体的な補助等の記載については、いまの段階で、県の計画のように具体的に書けるところがまだないため、制度設計までできていないところである。具体的な補助制度等についてもまた検討させていただきたい。

22 ページでご指摘いただいた、意識せずとの部分であるが、意識をしていない方もいらっしゃるが、意識していただいている方も非常にいる。そのなかで大町の景観というものが自然と生まれてきたということかと思うので、少しこの部分の書き方は工夫させていただくようしたいと思う。

○亀山会長

自然と生まれてきたわけでもなく、かなり意識してやってきたということのほうが大事なのだろう。以前にも言ったかもしれないが、私が草刈りをしないでいたら、ご近所から「草が生えているのに草刈りしないの」と注意されたこともある。皆さんすごく意識して草刈りしていらっしゃる。その点では相当意識しているのだから、「意識せずとも」というのは入れないほうがよいし、かなり意識して皆さんのがやっているということは大事なことだと思っている。

農水省の直接支払いの事業は結構あるため、そういうものをきちんと考えて入れていくことも大事なことである。つまり、行政のできることはかなり広くあるけれども、そこをきちんと捉えて積極的にやっていただくことは大事なことだと思うということを、ご指摘いただいたことに関連してあると思うので、よろしくお願ひしたい。

○水野委員

13 ページの田園集落の景で、真ん中の「秋の稻刈りの後ははぜ掛けが並び、どこか懐かしい牧歌的な雰囲気を醸し出します」とあるが、最近はぜ掛けはどの程度あるのか。里山に行けば結構あるのか。

○亀山会長

あまり見ない。

○水野委員

この計画設定の何年か後に、違和感が出てこないかというところが少しありそうだ。

○事務局：吉川主任

皆さんもご存知かもしれないが、大町市内、例えば常盤から広がる安曇平の田園風景のなかでは、はぜ掛けをしている姿は、かなりここ数年で減ってきてていると思う。全くないわけではなく、いまだにやっているところもある。具体的には、やはり東山のエリアははぜ掛けが多いと思う。どうしても棚田ということで、田んぼ1枚の面積自体が小さいため、機械が入ってやるというかたちではなく、いまだに機械で刈って、きちんとはぜ掛けで干しているというような風景は、東山のエリアでは結構見られる景色だと思う。ただ、ご指摘いただいたように数十年後、この風景というものが残るかどうかというのは、繋いでいくという部分が非常に大事になってくるため、この景観計画のみならず、やはり農業、農水分野の支援策や、先ほど会長おっしゃられた景観だけでのものではなく、既存のものや、いまの制度のなかで景観的な視点を踏まえた支援策を講じていく必要があると考えている。

○亀山会長

大町でははぜ掛けというのか。通常は「はざ掛け」だと思うが。

○事務局：吉川主任

「はぜ」、「はぜ棒」とかいう言い方をする。

○降旗委員

昔は「はざ掛け」で、いまは「はぜ掛け」という言い方になってきたのではないか。お年寄りの皆さんには結構「はざ掛け」とおっしゃる。

○亀山会長

自家米ははぜ掛けしたほうが美味しいから、皆さん自家米だけははぜ掛けされていたと思う。

○中山委員

文章全体で表記が色々気になるところがあるため、もう1回見直して、全体として直してほしいと思う。これだけは直してほしいところが3つあり、1つは鳥獣害による被害という表現が何か所も出てくるが、鳥獣害による被害というのではなくて、野生鳥獣による被害であり、鳥獣害が被害をという表現はやめてもらいたい。2つ目は、後半にチェックという言葉がたくさん出てきて、他よりも片仮名用語がたくさん出てくるが、そのチェックの中身が規制なのか指導なのか審査なのか。日本語であれば、ここは規制というようなイメージのチェックだろう、ここはこう審査するというような意味でのチェックだろうといくつかあるため、チェックという言葉ではなく、日本語に変えたほうが全体としてはわかりやすいかもしれない。3つ目は、文章の途中に括弧があり、説明書きのような部分がたくさん出てくるが、括弧を外した文章に直してもらいたい。説明書きというよりは、やはり全体としてわかる文章に、1行を1文にしてほしい感じがした。全体としては、他にもいくつか「てにをは」が抜けている部分もあり、もう1回見直して、文章を直していただければありがたいと思う。

○亀山会長

私も文章を書くときに必ず括弧を外せと言うが、やはり括弧はないほうがよいだろう。

第4章以降の説明をお願いしたい。

■ 「第4章」から最後まで説明後

○亀山会長

第4章、第5章の頭に説明があるとよいと思った。第4章が始まると、いきなり景観届出制度があり、これは景観づくりをどう進めるかという進め方、あるいは仕組みの問題として、届出制度をつくってやろうと思っているということと、届出制度をするときには、どんな基準をつくるのか、わかるように最初に書いて、その後、景観届出制度というものはこういうものと書かれたほうがよいと思う。いきなり景観づくりのための基準となると、それは基準ではないだろう。景観づくりを進めるときの制度として届出制度を作り、そこに基準があるという話であるため、基準は章のタイトルではない。第5章の場合は景観資産を保全する制度で、景観づくりを進めるために景観資産というものを考え、それを保全する制度を考えているわけで、どういうものを景観資産だと考えたのかということを書いたうえで、初めて5.1の景観重要建造物が出てくると思う。それがないので、景観資産を保全する制度として、いきなり景観重要建造物とか、景観重要樹木とか、景観重要眺望点が出てくる。景観資産として保全したいための制度をこう考えた、ということが、第5章の5.1の前に説明を書いていただいたほうがわかる。ここは全体的に不親切、わかりにくいため、もう少し丁寧に書いたほうが理解されやすい。

○中山委員

会長が言われたところはそうだとも思うし、タイトルを変えるだけでもよい。他との整合性があるので、検討いただきたいと思う。43、44ページについて、景観については大町市都市計画審議会を非常に大事な組織として位置付けているわけであるが、それはそれで私はよいと思う。今まで、こういう市全体の各課が連携した活動として、審議会が中心になって、各課にある種の指示とか、施策の立案についての要請とかが可能なのかどうか。これは非常によいアイデアだと思うが、どうなのか。本日でなくてもよいが、より実効性が担保されるような説明がほしい。

もう1点として、色々なところに「必要に応じて」という文言が出てきているが、必要に応じてはできるだけ取るような方向の文章にならないか。必要に応じてなので、やらなければ必要なかったのでと言ってしまうだけなので、ここはできるだけ「必要に応じて」を取った文章に直していただければありがたい。

○亀山会長

どうなのか。都市計画審議会は大丈夫なのか。

○事務局：吉川主任

少しご説明をさせていただく。自治体においては、当然長野県もそうであるが、景観審議会という景観のみに特化した委員会を設立して運営している。なかなか大町市の行政規模のなかで必要以上に多くの審議会を運営することは非常に難しい状況であるが、都市計画審議会は18名以内の委員で構成され、さらに専門員を加えることができるという規定があるので、こうしたものを見越したうえで、今後の都市計画審議会の運営というものを考えていくとしている。あとは各課、行政のなかでの連携は、今回のご指摘いただいたように、関係する課との連携というのは非常に重要なところであるが、そこから先にどう繋げるかというのは、やはりこの部分にどのように書いていくか、実際に実行していくかというところは非常に重要になると思うので、今後の課題ということで、しっかりとできるように努めていきたい。

○亀山会長

中山委員からリード文を入れるかどうかがあったが、第1章、第2章、第3章はリード文なしですぐにわかるけれど、第4章以降はリード文がないとわかりにくいと思うので、入れたほうがよいのではないか。

○水野委員

教えていただきたい。44ページで景観協定と景観づくり住民協定とあるが、「必要に応じて」という言葉が（2）①の4行目に出てくるが、「必要に応じて、積極的な活用を促します」と言っていて、これは積極的なのか消極的なのかよくわからない。この2つの協定はどう違うのかがまずわからない。これは区域が違うということなのか。適用される景観づくり住民協定は、大町温泉郷とか北山田町の桜並木の協定を承継してつくるということが書かれているが、そこはそこだけで、景観協定はまた別の区域を対象にしているという理解でよろしいか。

○事務局：KRC 小林

補足させていただく。44ページのご指摘であるが、表にその辺りの違いを説明できればということで書いたつもりではあったが、景観協定と景観づくり住民協定は根拠となる法が違い、景観協定は景観法という法律に基づいてつくられている制度である。協定というと大体全員合意が一般的で、これも法に基づく協定ということで全員合意がセットであるが、やはり全員の合意だとなかなかハードルが高いというなかで、長野県の条例では、この景観協定とは別に、より使いやすい制度として3分の2以上の合意があれば協定できるという制度をつくっており、おそらく景観法ができる前から県条例のほうではもっていたと思う。その制度で大町市にはすでに北山田町と大町温泉郷に協定ができておらず、この協定は、最初はたくさんできていたが、なかなか制度が広がってきてているという話は聞かなく、むしろ協定を維持するのは大変だという話を聞いている。景観協定は使われている事例がほとんどなく、使いにくい制度であると思う。より使いやすい制度として、条例独自の制度として景観づくり住民協定というものはあったほうがよいのではないか。今度、景観は長野県の景観条例から外れてしまうため、これを担保する制度がなくなり、大町市が景観条例を作った際には、長野県条例に基づく景観育成住民協定に即した、景観づくり住民協定を、3分の2の同意できるルールづくりの制度を使っていこうということで位置付けさせていただいた。エリアの違いではなく、法的な担保がより強いというように考えられるため、それを使っていただいてもよいし、住民協定を使っていただいてもよい。

○亀山会長

少しわかりにくい。いまの説明だと景観協定は景観法に基づく制度であるが、景観づくり住民協定は県条例に基づくものではなく新たにつくるということなのか。

○事務局：KRC 小林

県条例の枠組みから外れてしまうため、大町市の景観条例としても住民協定は制度をつくれるようにしたい。ただ、いま時点で県条例に景観づくり住民協定が入っているところはそのまま残ると思うが、その担保がなくなる代わりに大町市の景観条例で担保してあげようということで、長野県景観条例は行政団体に移行するとその枠組みから外れてしまうため、担保としてつくるという感じである。

○亀山会長

少し書き方を変えないと、これは長野県景観条例に基づくと捉えられる。

○事務局：KRC 小林

景観計画ができたときには大町市景観条例に基づく制度と書かれる。「大町市景観条例第何条に基づく制度」と書かれて運用されるとよりわかりやすい。移行段階の文章としてわかりやすくするために説明的に書いてしまっているが、最終的にはそのような文章になろうかと思う。

○亀山会長

いまのように書き改めていただいたほうが、どの条例でやるのかがわかると思う。

○水野委員

区域は同じなのか。

○事務局：KRC 小林

区域は同じというか、どちらでも使える。

○水野委員

扱いやすいほうを積極的に選んでいくという認識でよいか。

○亀山会長

いまのように書き改めていただいたほうが、どの条例でやるのかがわかると思う。

○亀山会長

編集の方法だが、後ろのほうへもつていっててしまっている景観重要眺望点などは、前の文章に書いておかないとわかりにくい。第5章に景観重要建造物とあるが、これが何で後ろのほうになったのか。ここにつけておけばよいのではないか。

○事務局：KRC 小林

63、64 ページに限ってというご指摘でよろしいか。37、38 ページの続き、あるいは 39、40 ページの続きに入れてもよいと思ったが、ページの割り振りの関係と、あとは制度を運用していくなかで新たに増えてくる可能性があるため、詳細編に入れている。いまは建造物 2 候補、樹木 4 候補しかないが、今後増えてくことを考えると分けておいたほうが追記はしやすいのだろう。同じように基準や眺望点も増えてくる可能性があると考え、それに合わせて後ろの詳細編に一旦まとめた。量的には十分前にも入ると思う。

○亀山会長

泣き別れしているような感じがしてわかりにくい。大事なものがどういうものなのかあったほうがわかりやすい。

○事務局：KRC 小林

入れられなくはないため、写真も 38、40 ページに全箇所入れることもできる。38 ページは全て入っているが、40 ページにも入る余地はあるため、今段階のものをいれる。

○亀山会長

両方にあるのは変な感じがする。前のところに入れていただけると良い。

○一條委員

会長や中山委員からあったように、突然規制や重点地域の話があると違和感を感じる。初めて読んだ人からすると、重点地域や規制が出てくるとわからないため、あたまのところでその構成を説明するはどうか。1つの構成案として、第2章で基本理念と目標、方向性、この中に3～5章の中身の概要を入れ、こういう計画を考えていると示す。3章は計画にあたって範囲と方針を決めた。4章は正しく規制をしていかなければ守られないため、規制について定めた。メリハリをつけるために5章

は重点的に計画を推進していく事を定める。2章や他の所でもよいが、先に全体的な計画の方針があって、第3章から第5章の内容がわかるとよいと思う。

○亀山会長

はじめに最後のところに入れるのはどうか。この計画がどのような構成でできているかを示し、2章以降はこんな構成であるということがわかるためには、はじめに後ろにつけるのでよいのではないか。全体の構成がわかる。

○亀山会長

ここまで色々な意見が出て、かなり書き換える部分があるが、パブリックコメントは12月18日からということであるが、スケジュールについて考えていただきたい。

○事務局：吉川主任

事務局の方で日程調整をしている。

○亀山会長

今日の意見をもとに素案を直していただき、その直した案でパブリックコメントをかけることになると思うが、時間が必要であるのと、それをどうするか。もう一度会議をするわけにはいかないため、どんなやり方がよいか。

○事務局：吉川主任

あらためてお集まりいただくのは時間的に厳しい。事務局で修正したものについて、会長にご確認いただく一任というかたちでよいか。

○亀山会長

一任されるのは責任上大変である。まずは直して、この案でパブリックコメントをかけたいというものを皆さんにお送りして、ご異論があればすぐに送っていただくなど、その段階で私もみるというかたちでよいか。こんなかたちでパブリックコメントをかけます、みなさんの意見を反映したものでかけますのでよろしくということでどうか。

○事務局：吉川主任

みていただいて、それからご意見をいただき直したものをパブリックコメントにというのは時間的に厳しい。当然パブリックコメントをいただいて修正する部分もあるわけであるが、これでかけますというものを皆様に送付し、並行してパブコメもというかたちにしたいがよいか。

○亀山会長

ちゃんとそのお断りをしてやってもらえるのであればよい。なおかつ意見がある場合は、パブコメが終わった後もう一度会議があり最終確認の場があるため、そのときにまたご意見をいただき修正するというかたちでよいか。

○中山委員

18ページの自然の景の課題は山の景の課題と内容が似ている。アイデアがなくてよくないが、「自然の景」という言葉がしっくりこないが、その他の言葉でも難しい。関連する課題と懸念を書きやすいような景のアイデアはないが、サクラの風景などを「自然の景」としてしまうと、山は自然ではないのかとなってしまう。よい言葉がないか考えていただければありがたい。課題と懸念は全面的に書き直してもらった方がよい。5番目の景として取り出すのはよいと思う。霊松寺や星空に松枯れ病といわれても合わない。

○一條委員

1つのアイデアであるが、四季の景はどうか。ちょうど春夏秋冬となっている。

○中山委員

それも考えたが、お祭りなど歴史的なものも春や夏や秋の祭りがあるとなってしまう。祭りも四季になってしまう。

○亀山会長

切り方として、国立公園のような自然の豊かな場所の自然の話なのか、ここだけで切ってしまうのが適切か。

○中山委員

ここにこられている委員の皆さんにもいると思うが、星空を除けば、桜並木や靈松寺の紅葉も保存会の方が維持されている。そういう人たちの課題があれば書き込めればよい。

○亀山会長

山と星空は大自然の景かもしれない。しかし星空は大事である。

○中山委員

同じ 18 ページで、「山々は」が主語で、最後が「堪能できます」だと途中で人間がでてきてしまう。「山々は～堪能させます」など主語に合わせてほしい。

○亀山会長

自然の景については事務局への課題とさせていただく。上手い言葉を思いついたら直していただきたい。

3) その他

資料 1 で今後のスケジュールおよびパブリックコメントの開催について事務局から説明。パブリックコメントの実施期間は事務局で後ろ倒す方向で検討する。今回委員会で提示した計画案を全体的に見直し、パブリックコメント開始時には委員全員に郵送等で公表素案を送付し、確認していただく。次回の第 6 回検討委員会は 2 月 7 日に開催予定とすることを確認。

以上